

教育大綱と教育基本計画の法律上の位置づけ及び津山市の現状（資料4）

	教育大綱	教育振興基本計画
根拠法令	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和31年法律第162号)	教育基本法 (平成18年法律第120号)
策定主体	地方公共団体の長 ※総合教育会議において要協議	地方公共団体
策定方法	国の「教育振興基本計画」を参酌し、その地域の実情に応じ策定する。 第1期計画（平成20年7月 1日閣議決定）平成20～平成24年度 第2期計画（平成25年6月14日閣議決定）平成25～平成29年度 第3期計画（平成30年6月15日閣議決定）平成30～令和 4年度	
範囲等	地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な政策の大綱 ※必須	地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画 ※努力義務
津山市の現状	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正（平成27年4月1日）に伴い、総合教育会議において協議した後、平成27年4月30日に策定。	津山市第1期教育基本振興計画（平成24～平成28年度） 津山市第2期教育基本振興計画（平成29～令和 3年度） ※第3期は令和3年度に策定予定

【教育大綱】

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
令和2年度 ～ 令和3年度	第1回総合教育会議			第2回総合教育会議			

【教育振興基本計画】

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
国		第3期				第4期	
岡山県	第2期			第3期			
津山市	第2期			第3期			
				改定作業			